

## 申告に必要な持ち物

書類がそろっていないと受け付けできない場合があります。

下のチェックリストを使って持ち物がそろっているか事前に確認しておきましょう。

|  |                                     |   |                                     |
|--|-------------------------------------|---|-------------------------------------|
| ①令和7年中の収入がわかる書類<br>源泉徴収票・収支内訳書・シルバー人材センターの配分金支払証明書・個人年金の支払証明書など  | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦申告者の本人確認書類<br>顔写真あり／マイナンバーカード・運転免許証など1点<br>顔写真なし／被保険者証・年金手帳など2点            | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ②納付証明書<br>国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料など   | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑧申告者の個人番号確認書類<br>マイナンバーカード・通知カードなど  | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ③控除証明書<br>生命保険・地震保険など  | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑨手続きをする人(来庁する人)の本人確認書類<br>顔写真あり／マイナンバーカード・運転免許証など1点<br>顔写真なし／被保険者証・年金手帳など2点 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ④障害者控除を受ける人<br>該当者の各種障害者手帳<br>または障害者控除対象者認定証   | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩確定申告のお知らせ(税務署からのはがき)   | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ⑤医療費控除を受ける人<br>医療費控除の明細書または医療費通知・その他必要書類(おむつ使用証明書、主治医意見書など)  | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑪所得税の還付を受ける人<br>申告者本人名義の預貯金口座番号がわかるもの                                       | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ⑥寄附金(ふるさと納税など)控除を受ける人<br>寄附金の受領書などの寄附先と寄附金額を証明する書類   | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑫国外在住の親族を追加で扶養する人<br>送金証明書および親族であることを証明する書類                                 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| <p>※申告会場での滞在時間短縮のため、特に作成に時間のかかる収支内訳書や医療費控除明細書については、事前に自宅で作成しておいてください。未作成の場合申告相談が後になる場合があります。(申告会場での代行作成は行いません)</p> |                                     |   |                                     |

## 令和8年度から適用される主な税制改正について

### ○給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられます。

◆**対象者**：給与の収入金額が190万円以下の人(給与の収入金額が190万円超の人は変更ありません)

※給与所得控除の見直しに伴い、家内労働者などの事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられます。

### ○特定親族特別控除の創設

生計を一にする19歳以上23歳未満の親族などで、前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の人がいる場合に親族などの合計所得金額に応じて所得控除の適用を受けられます。

### ○扶養親族等の所得要件の見直し

1. 扶養親族等、同一生計配偶者の前年の合計所得金額要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。
2. ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。
3. 勤労学生の前年の合計所得金額要件が75万円以下から85万円以下に引き上げられます。

### ○子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

住宅ローン控除について、令和6年に引き続き令和7年においても、子育て世帯等(18歳以下の扶養親族を有する人または自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の人)が新築住宅等に入居する場合は借入限度額が、認定住宅は5,000万円、ZEH水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円上乘せされます。また、床面積要件が緩和されます。

住宅ローンについて、詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

([https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk2\\_000017.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html))

## (参考)令和8年度から適用される所得税の主な税制改正について

○給与所得控除の見直し：町県民税と同様。

○特定親族特別控除の創設：町県民税と同様。  
(控除額は町県民税とは異なります)

○扶養親族等の所得要件の見直し：町県民税と同様。

○基礎控除の見直し(所得税のみ ※町県民税は変更なし)

基礎控除額が合計所得金額に応じて引き上げられます。

◆**対象者**：合計所得金額が2,350万円以下の人。

(合計所得金額が2,350万円超の人は変更ありません)

税制改正について詳しくは、町ホームページをご覧ください。